

UiPath マスター エンド ユーザー ライセンス契約

1. 定義

「**本契約**」とは、本 UiPath マスター エンド ユーザー ライセンス契約の条項及び本書において参照されるその他の条項をいいます。

「**関係会社**」とは、直接又は間接的に、当事者を支配するか、当事者により支配されるか、又は当事者と共通の支配下にある企業をいい、この場合、「**支配**」とは、議決権又は持分の 50%超を支配することをいいます。

「**クレーム**」とは、当事者に対して提起された請求、訴訟又は法的手続をいいます。

「**お客様**」とは、本契約を締結する企業をいいます。

「**お客様データ**」とは、お客様の内部データストア又は UiPath 以外の供給元から、お客様自身により又はお客様を代理して UiPath RPA Platform にインポートされたあらゆる情報（内部ワークフロー、チャート、図、指示を含みます。）をいいます。

「**デベロップメント・アウトプット**」とは、お客様が UiPath RPA Platform を使用して自動化したお客様データをいいます。

「**改良等**」とは、UiPath 又はその関係会社が作成し又は取得する UiPath RPA Platform のコンポーネント又は本契約において言及されるあらゆるソフトウェアの一連の機能の全てのバージョン、アップデート、是正、改良、開発、修正、改善、変更、二次的著作物、スクリプト、カスタマイゼーション、改変若しくは拡張をいいます。

「**知的財産権**」とは、特許権、特許を受ける権利、著作権及びこれに関連する権利、商標、商号及びドメイン名、コンピューター・ソフトウェアに係る権利、ソフトウェア・グラフィカル・ユーザー・インターフェース、工業上の模型及び意匠、ノウハウ並びにその他の知的財産権又は同様の性質の権利をいいます。

「**ライセンス料**」とは、該当する申込書に規定される、お客様又は UiPath パートナーによって支払われる UiPath RPA Platform のコンポーネントに関する料金をいいます。

「**申込書**」とは、(i)お客様の名称、住所及び会社情報の詳細並びに(ii)UiPath RPA Platform 及び／又はプロフェッショナル・サービスの詳細（ライセンス期間及びプロフェッショナル・サービスの期間を含みます。）が最低限の情報として記載された UiPath RPA Platform 又はプロフェッショナル・サービスの申込書又はその他の文書であって、UiPath とお客様との間で締結されたものをいいます。

「**ライセンス期間**」とは、申込書に明記された期間、又は本契約若しくは申込書の終了によるこれよりも短い期間をいいます。

「**ライセンスキー**」とは、UiPath RPA Platform のコンポーネントの使用を許可する電子的なアクティベーションキーをいいます。

「**マニュアル**」とは、UiPath のウェブサイト又は後継ウェブサイト上で閲覧可能な [UiPath Studio Guide](#)、[UiPath Orchestrator Guide](#)、[UiPath Robot Guide](#) 及び [UiPath Activities Guide](#)（但し、マーケティング、販売促進又は宣伝資料を除きます。）をいいます。

「**当事者**」とは、UiPath 及びお客様それぞれをいい、両者を総称して「**両当事者**」とといいます。

「**個人データ**」とは、適用ある法令（個人情報の保護に関する法律を含みます。）により規制される、特定の個人を識別できる情報をいいます。

「**プロフェッショナル・サービス**」とは、UiPath が直接又は第三者を通じてお客様に提供するコンサルティング、トレーニング、実装又は技術サービスをいいます。

「サポート・サービス」とは、次のウェブアドレス（<https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/SupportTermsJP.pdf>（又はその後継ウェブサイト）（随時更新されることがあります。））に掲載するサポート条項に従ってお客様に提供され、かつ、定期的に更新される UiPath RPA Platform 向けのサポート・サービスをいいます。

「UiPath」とは、UiPath 株式会社をいいます。

「UiPath ライセンス・モデル」とは、<https://www.uipath.com/ja/licensing-models>（又は後継ウェブサイト）（随時更新されることがあります。）上で閲覧可能な UiPath RPA Platform の説明及び関連する利用制限をいいます。

「UiPath パートナー」とは、UiPath RPA Platform の販売促進若しくは再販及び販売を行うため、又はお客様からの発注及びその処理を行うために、UiPath が有効かつ適切にパートナー契約を締結している企業をいいます。

「UiPath RPA Platform」とは、(i)UiPath ライセンス・モデルに詳述されるソフトウェアのコンポーネント一式、(ii)マニュアル及び(iii)全ての改良等をいいます。

2. ライセンス及び注文プロセス

2.1 ライセンス UiPath は、ライセンス期間中において、申込書に記載される UiPath RPA Platform のコンポーネントを UiPath ライセンス・モデル及びマニュアルに従って使用するための限定的、非独占的かつ本契約に基づき明示的に認められる場合を除き再許諾不能の権利をお客様に付与します。開発・アウトプットに関するすべての権利（知的財産権を含みます。）はお客様に留保されます。

2.2 追加の権利の不存在 疑義を避けるために付言すると、本契約に基づき付与される権利は、常に、「サポート条項」の条項における規定に従い、実際に取得されたライセンス数及び UiPath RPA Platform のコンポーネントのライセンス・モデルを前提とするものとします。

2.3 UiPath パートナーを通じたライセンスの購入 お客様は、UiPath が、お客様と UiPath パートナーとの間で締結された契約に基づく UiPath パートナーのお客様に対する義務、UiPath パートナーの作為若しくは不作為、又は UiPath パートナーがお客様に提供した第三者の製品若しくはサービスについて責任を負わないことを確認します。

3. 第三者によるアクセス

3.1 委託 お客様は、第三者である請負業者に対して、専らお客様及びその関係会社（3.2 条に該当する場合）に代わって、お客様及びその関係会社の直接の事業目的に限り、UiPath RPA Platform を運用、使用し、又はこれにアクセスすることを許可することができます。お客様は、UiPath が要請した場合、UiPath RPA Platform を運用、使用し、又はアクセス権を有している企業のリストを提出します。

3.2 日本国内に所在する関係会社による使用 お客様は、前条の場合のほか、日本国内に所在するお客様の関係会社に対して、当該関係会社の事業目的のために本契約の条件に従って UiPath RPA Platform を運用、使用し、又はこれにアクセスすることを許諾することができます。この場合であっても、UiPath は当該関係会社に対して直接何らの義務を負うものではありません。お客様は、事前に当該関係会社の社名、連絡先及び使用させる UiPath RPA Platform の内訳を UiPath に通知しなければなりません。お客様から UiPath RPA Platform の使用を許諾された関係会社は、更に第三者（関係会社を含みます。）に対して UiPath RPA Platform の使用等を再許諾することはできません。

3.3 お客様の責任 3.1 条又は 3.2 条に基づきお客様が UiPath RPA Platform の運用、使用又はアクセスを第三者に対して認める場合、お客様は、(i)当該第三者による UiPath RPA Platform の運用、使用又はアクセスが終了するまでの全ての期間において、当該第三者に本契約条項を遵守させるために必要な権限を自ら有していることを表明し保証するとともに、(ii)かかる第三者に本契約の条項を遵守させる義務を負い、かかる第三者の作為又は不作為については、お客様自身が UiPath に対して責任を負います。

4. サポート条項

4.1 サポート・サービス UiPath RPA Platform 向けのサポート・サービスは、ライセンス料に含まれており、サポート条項に従ってライセンス期間中に提供されます。

4.2 個人データの提供禁止 本契約の履行中において、お客様は、個人データを UiPath に提供してはなりません（例えば、ワークフローのテストを実施する際にはダミーデータ又は匿名化されたデータを使用する必要があります。）。UiPath は、契約の締結その他契約に関連する目的において、個人データ（但し、本契約の締結及び履行に必要なお客様の代表者又はお客様の従業員の個人のデータを除きます。）の受領を希望しておらず、本契約の履行においてもこれを必要としません。したがって、UiPath が個人データの受領に同意した旨を明記し、講じられるべきセキュリティ対策を詳述した条件について、両当事者間で書面により合意した場合を除き、お客様は、UiPath に個人データを送信してはなりません。

4.3 サポートの不提供 UiPath は、お客様に対し、UiPath ライセンス・モデル、マニュアル又は本契約の条項と整合しない方法による UiPath RPA Platform の使用に起因する問題については、サポート・サービスの提供を行いません。本条で言及された問題を是正するのに必要な救済手段は、UiPath の裁量によって行われるものとし、プロフェッショナル・サービスとみなされます。

5. 支払条件

5.1 適用性 本条「支払条件」は、お客様が UiPath に対して UiPath RPA Platform を直接注文した場合に限って適用されます。お客様が UiPath パートナーに対して UiPath RPA Platform を注文した場合は、第 14.1 条の定めにかかわらず、お客様と UiPath パートナーとの間で合意された支払条件が適用され、かかる支払条件は、UiPath を拘束しません。

5.2 支払い お客様は、申込書に記載するライセンス料を支払わなければなりません。全てのライセンス料は、取消不能とし、本契約に別段の定めがある場合を除き、返金不可とします。ライセンス料は原則として年次で事前に、ライセンス期間開始日が属する月の月末までに請求され、支払期限は、その翌月末日とします。全ての請求書は、書面又は電子的手段によってお客様に交付されます。支払期限までに支払いがなされなかった場合、UiPath は、支払期限から支払期限を経過したライセンス料（及び適用される利息）が全額支払われる日まで、当該ライセンス料に対して、月利 1%と適用ある法律により認められる最高率のうちいずれか低い方に相当する月利で利息を課することができます。本契約の終了日又は満了日において未払いであるライセンス料は、直ちに支払期限が到来します。

5.3 支払いの不履行 お客様が、本契約に基づき支払うべき金額を支払わなかった場合、UiPath はお客様に督促状を送付します。UiPath は、督促状を発行した日から 30 日以内にお客様が支払いを行わなかったときは、その単独の裁量により、お客様に書面による通知を行った後、ライセンスを停止し又は終了させることができます。

5.4 支払いに関する紛争 お客様は、UiPath がお客様に誤った請求を行ったと合理的に考える場合には、請求書の日付から 15 日以内に、書面により当該過誤を明記して、UiPath に連絡しなければなりません。UiPath 及びお客様が、最大 30 日以内にかかる紛争を円満に解決しなかった場合、当該紛争は、「準拠法及び裁判管轄」の条項に従い裁判所に付託されるものとします。但し、お客様は、請求書の争いのない部分について支払いを行います。

5.5 税金 UiPath の提示する価格には原則として、税金が含まれていません。UiPath は、お客様指定の請求書送付先住所 1 件に対して全ての請求書を送付し、お客様が UiPath にこれと異なる場所を通知しない限り、当該住所を、UiPath RPA Platform が引き渡され、及び／又は使用される住所とみなすものとします。お客様は、有効な署名済みの非課税証明書又はこれに相当する証明書を UiPath に提出しない限り、UiPath が適用ある法律に基づきお客様から徴収することを認められた、本契約に基づき支払うべき適用ある付加価値税、物品サービス税、売上税、総収入税その他取引に係る税金、手数料、課税金若しくは加算税又はこれらに類似する金額（以下「取引税等」という。）を支払うことに同意します。UiPath は、UiPath が有効な非課税証明書又はこれに類似する証明書を受け取った日をもって、お客様の取引税等の支払いのみを免除します。全ての支払いは、制限のない資金により行われ、いかなる控除又は相殺も行われず、現在又は将来において、政府、財政当局又はその他の当局により課される法律で定められたいかなる性質の税金、課税、輸入税、関税、費用、手数料及び源泉徴収も課されず、かつ、これを理由とする控除も行われません。

5.6 変更 UiPath は、自らの裁量により、ライセンス料を随時設定する権利を有しています。ただし、UiPath は、UiPath が申込書を承諾した後において、取得済みのライセンスのライセンス料の金額を変更しません。取得済みのライセンスについてライセンス期間の更新時にライセンス料を変更する場合、UiPath は、お客様に対し、新たに提案するライセンス料に関して 90 暦日前までに事前通知を送付します。お客様は、ライセンス期間の満了までに、かかる通知に対する諾否を通知するものとします。ライセンス期間の満了までにお客様からの回答がない場合、更新後のライセンスについては当該新たに提案するライセンス料が適用されます。

6. 第三者からの知的財産に関するクレーム

6.1. UiPath の義務 UiPath は、UiPath RPA Platform が、第三者の特許権、著作権若しくは商標権を侵害し、又は UiPath が第三者の営業秘密を不正使用していると主張するクレーム（以下「知的財産関連請求等」といいます。）があった場合には、ライセンス期間中において、自己の費用負担により、第三者によるお客様に対する知的財産関連請求等を防御します。この場合、UiPath は、管轄権を有する裁判所が最終的に判断する損害賠償額（又は UiPath が書面により合意した和解金額）を支払います。

6.2 救済手段 UiPath は、知的財産関連請求等があった場合、自らの裁量により、以下のいずれかの手段をとることができます。

- (a) お客様が本契約の条項に基づき UiPath RPA Platform を継続して使用できるようライセンスを取得すること。
- (b) 主張された侵害を避けるために、侵害の主張がなされたコンポーネントを置き換えるか、又は修正すること。
- (c) UiPath RPA Platform（又はその侵害の主張があるコンポーネント）に対するお客様のライセンス及びアクセスを終了し、UiPath RPA Platform のコンポーネントに関する料金について、前払いされたライセンス料のうち未使用期間の部分に基づき算定された按分額をお客様に返金すること。但し、かかる返金は、お客様が UiPath RPA Platform（又はその侵害の主張があるコンポーネント）及び関連するマテリアルの全ての複製を、当該複製が保存されていた全てのコンピュータシステムから破棄したことを、書面をもって確認した場合に限ります。

6.3 条件 UiPath は、以下のいずれかの場合には、知的財産関連請求等についていかなる責任も負いません。

- (A) 当該知的財産関連請求等が以下のいずれかにより生じた場合。
 - (i) 本契約に違反した UiPath RPA Platform の使用。
 - (ii) UiPath 以外の者による UiPath RPA Platform の変更。
 - (iii) 主張された侵害を避けるために UiPath が UiPath RPA Platform の最新アップデート版のインストールを要求したにもかかわらず、お客様がインストールをしなかったこと。
 - (iv) 第三者の製品、サービス、ハードウェア、ソフトウェア若しくはその他のマテリアル、又はこれらと UiPath RPA Platform の組み合わせ（但し、この組み合わせがなければ、UiPath RPA Platform が侵害をしていない場合に限ります。）。
- (B) お客様が以下のいずれかに該当する場合。
 - (i) 知的財産関連請求等を書面により速やかに UiPath に通知しなかった場合。
 - (ii) 知的財産関連請求等を防御するために、UiPath が要求する合理的な支援を UiPath に提供しなかった場合。
 - (iii) 知的財産関連請求等を管理又は和解するための排他的な権利を UiPath に付与しなかった場合。
 - (iv) UiPath の事前の書面による同意を得ずに、知的財産関連請求等に関して何らかの自認をしたとき。

本条「第三者からの知的財産に関するクレーム」に規定する救済手段は、知的財産関連請求等の原因となった事項に関するお客様の唯一かつ排他的な救済手段であり、UiPath の責任はこれらに限定されます。

7. その他のクレーム

7.1. お客様の義務 お客様は、UiPath 又はその関係会社に対する第三者によるクレームが、お客様の開発・アウトプット、お客様データ又はお客様による「第三者プロバイダ」の条項の違反により生じたものである範囲において、自己の費用負担により、当該クレームを防御し、又は解決します。お客様は、管轄権を有する裁判所が最終的に判断する損害賠償額（又はお客様が書面により同意した和解金額）を支払います。

7.2 条件 本条「その他のクレーム」に基づくお客様の義務については、UiPath が（適用法により許容される範囲において）以下を行うことを条件とします。

- (i) お客様にクレームについて書面により速やかに通知すること。
- (ii) クレームの防御において、お客様と協力すること。
- (iii) クレームの防御又は解決に係る単独の決定権をお客様に付与すること。
- (iv) クレームに関していかなる自認もしないこと。

本条「その他のクレーム」の救済手段は、かかるクレームの原因となった事項に関する UiPath の唯一かつ排他的な救済手段であり、お客様の責任はこれらに限定されます。

7.3 その他の責任 あらゆる疑義を避けるために付言すると、UiPath 及びその関係会社は、いかなる場合においても、直接的か間接的かを問わず、お客様のデベロップメント・アウトプットに起因して又はこれに関連して、申し立てられ、付与され、又は課されたいかなる種類及び性質のクレーム、判決、裁定、費用、経費、損害及び債務（合理的な弁護士費用を含みます。）についても責任を負いません。

8. 責任制限

8.1. 損害賠償責任の排除 いずれの当事者も、他方当事者に対して、特別損害、間接損害、精神的損害、派生的損害、付随的損害若しくは懲罰的損害、UiPath RPA Platform の使用若しくは UiPath RPA Platform の使用能力の欠如、コンピューターの不具合若しくは故障、サーバーのダウンタイム、UiPath RPA Platform と他のプログラムとの運用不能、利益の損失、評判の失墜、使用機会の喪失若しくは収益の損失、データの損失若しくは破損、又は事業の中断についていかなる責任も負いません。

8.2 責任限度額 本契約若しくはその目的に基づく又はこれらに関連するクレームに対する各当事者の責任限度額は、最初のクレームが生じる前の 12 ヶ月間において本契約に基づき UiPath に対して支払われたライセンス料に相当する金額を超えないものとします。この限度額は、クレームの根拠が契約又は不法行為であるかを問わず、かついかなる請求原因に基づいているかを問わず適用されますが、「支払条件」の条項に記載される支払義務を制限するものではありません。また、かかる制限は、お客様が UiPath パートナーに対して UiPath RPA Platform を注文した場合は、お客様と UiPath パートナーとの間で合意された条項にかかわらず、UiPath の責任限度額として適用されます。

9. 表明及び保証

9.1 UiPath RPA Platform の限定保証及び救済手段 UiPath は、UiPath RPA Platform がマニュアル及び UiPath ライセンス・モデルに従って使用される限りにおいて、お客様に引き渡される UiPath RPA Platform の仕様が、ライセンス期間中、適用されるマニュアルに重要な点において適合することを保証します。本保証に基づくクレームについて、お客様は、当該クレームが生じる原因となった状態が最初に生じた日から 30 日以内に、UiPath に通知しなければなりません。法律で認められる範囲において、本保証に基づく又はこれに関するお客様の唯一かつ排他的な救済手段及び UiPath の唯一の責任は、UiPath が、自らの裁量により、(a)UiPath RPA Platform のコンポーネントを置き換えるか、又は修正すること、又は(b)置換又は修正が商業上合理的でない場合には、適用される UiPath RPA Platform のコンポーネント又はサービスを終了し、UiPath RPA Platform のコンポーネント又はサービスに関する料金について、前払いされたライセンス料のうち未使用期間の部分に基づき算定された按分額を返金することのいずれかの手段をとることに限られるものとします。

9.2 黙示的保証 本契約において明示的に規定される場合を除き、UiPath RPA Platform は現状有姿で提供されます。いずれの当事者も、明示的であるか黙示的であるか、法律上のものかそれ以外であるかを問わず、いかなる種類の保証も行いません。また、いずれの当事者も、適用法令により許容される最大限の範囲において、商品性、特定目的への適合性又は非侵害性に対するあらゆる黙示的保証を含む、一切の黙示的保証を行いません。UiPath は、UiPath RPA Platform 又はそのコンポーネントが、中断されることなく動作し、又はエラーが含まれていないことを保証するものではありません。お客様は、UiPath RPA Platform の使用に対して全てのリスクを負うものとします。いずれの当事者も、第三者ホスティングプロバイダによって生じた障害又は損害についての一切の責任を負担しません。

10. 契約期間及び終了

10.1 契約期間 本契約の期間は、お客様の申込書を UiPath が受諾した日に開始し、ライセンス期間満了時まで（以下「**契約期間**」といいます。）存続するものとします。本契約期間及びライセンス期間は、いずれかの当事者が、他方当事者に対して、契約期間満了の 30 日前までに不更新の書面通知を行った場合を除き、自動的に 12 ヶ月間更新され、以後も同様とします。

10.2 重大な違反 いずれかの当事者が本契約に関して重大な違反をした場合、他方当事者は、違反当事者に対し、当該違反の性質及び根拠を記載した書面による通知を行うことができます。かかる違反が、その通知日から 30 日以内に是正されない場合、他方当事者は、書面による通知を行うことにより、本契約及び申込書並びにこれらに基づくライセンスを直ちに終了することができます。

10.3 契約終了の効力 本契約の終了又はライセンス期間の終了若しくは満了をもって、それぞれの UiPath RPA Platform のコンポーネントに係るライセンス及び関連する権利は直ちに終了するものとし、お客様は、自己の費用負担により、UiPath RPA Platform のコンポーネントの全ての複製を廃棄し、かつお客様のコンピューターその他の端末から消去しなければなりません。お客様は、UiPath RPA Platform のコンポーネントの一部又は全部がライセンス期間の満了又は終了をもって、事前通知なく運用を停止することがあることを了解するものとします。両当事者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、お客様が、本契約に基づき支払った料金について、ライセンスキーの交付又はその更新後に返金を受けることができないことに合意します。

11. プロフェッショナル・サービス

11.1 両当事者が書面により別途合意する場合を除き、UiPath が提供するあらゆるプロフェッショナル・サービスに対しては、次のウェブアドレス（<https://www.uipath.com/hubfs/legalspot/ProfessionalServicesTermsJP.pdf>（又はその後継ウェブサイト）（随時更新されることがあります。））に掲載するプロフェッショナル・サービス条項が適用され、かかる条項は、参照により本契約に組み込まれるものとします。

12. 準拠法及び裁判管轄

12.1 調停 両当事者は、あらゆる紛争について円満な解決を図ることに合意し、一方当事者が他方当事者からクレームを受けた日から 60 日以内に合意に達しなかった場合、両当事者は、本条「準拠法及び裁判管轄」に定める裁判所の専属的裁判管轄に服することに合意します。

12.2 準拠法、裁判管轄 本契約は、準拠法の選択の原則又は抵触法に関する規定の適用を除き、日本法に準拠します。UiPath 及びその関係会社は、その他世界各国の法域において、お客様に対し、本契約に基づく自らの権利を行使するクレームを求める権利を有します。国際物品売買契約に関する国連条約及び統一コンピューター情報取引法（UCITA）の条項は、その採択された時期及び場所にかかわらず、本契約には適用されません。本契約の締結及び交付により、本契約の両当事者は、それぞれ、本契約に起因又は関連する紛争について、無条件に、東京地方裁判所の第一審の専属的合意管轄権を承諾するとともに、当該裁判所における本契約に関する訴訟若しくは法的手続の提起又はその他の紛争の解決に対し自らが現在又は今後有する一切の異議（不便法廷地を理由として合意された裁判管轄におけるかかる訴訟の提起若しくは防御又は維持に対する異議を含みますが、これに限られません。）を撤回不能な形で放棄します。

13. 法令遵守

13.1 輸出 各当事者は、UiPath RPA Platform が、UiPath RPA Platform の輸出及び再輸出を規制する(i)米国商務省輸出管理規則（EAR）、米国国務省国際武器取引規則（ITAR）その他米国政府の要件、(ii)欧州委員会の規制、(iii)国際連合安全保障理事会の決議により制定された輸出管理規制及び(iv)外国為替及び外国貿易法（以下「輸出管理規制」といいます。）に服することを確認します。各当事者は、自ら及び自らの関係会社がいずれも、輸出管理規制の制限対象者リストに記載されていないことを表明します。各当事者は、自らが、直接であると間接であると問わず、かかる輸出管理規制に違反している国又はかかる国の外国人に対し、これを認識した上で、UiPath RPA Platform（又は UiPath RPA Platform から直接派生する製品、プロセス若しくはサービス）を輸出又は再輸出してはならないことに同意し、かつ、これを遵守します。

13.2 腐敗防止 各当事者は、本契約に関連して、他方当事者の従業員又は代理人から、違法又は不適切な賄賂、割戻金、支払い、贈答品又はその他の有価物を提供されておらず、また受領していないことを確認します。通常の取引過程で提供される

合理的な贈答品や接待は、上記の制約に違反するものではありません。上記の制約に対する違反が生じた場合には、速やかに legal.compliance@uipath.com に通知するものとします。

13.3 守秘義務 両当事者は、秘密情報（秘密情報とは、一方の当事者が本契約の履行中にアクセス権を有する他方当事者の文書及び情報をいい、これには、他方当事者の技術情報、ビジネス手法、ソフトウェア・プログラム、ライセンス・モデルを含みますが、これらに限られません。）を秘密に保持しなければならず、かつ、自らの関係会社、従業員及び／又は代理人に秘密情報を秘密に保持させるよう確保します。いずれの当事者も、いかなる方法によっても、本契約に基づく履行以外の目的で、直接又は間接的かを問わず、他方当事者の秘密情報の全部又は一部を利用その他使用することはできません。本守秘義務は、本契約の終了又は満了後も 3 年間存続します。但し、適用ある法律に基づき営業秘密として保護される秘密情報の場合は本契約の終了から 3 年間の経過後も、当該秘密情報が適用ある法律に基づく営業秘密として存続する限りにおいて、守秘義務は存続するものとします。お客様は、UiPath に提案又はフィードバックを提供する場合にはこれを任意で行うものとし、UiPath はこれに関連する守秘義務を負わず、UiPath が何らかの方法及び目的によって提案又はフィードバックされた情報を使用する権利を有することを了承します。

13.4 ライセンスの遵守 UiPath は、自己の費用負担により、かつ、12 ヶ月に 1 回を超えない範囲で、自らの職員若しくは独立した第三者（又はその両方）を任命し、お客様による UiPath RPA Platform の使用、インストール又は展開が本契約の条項を遵守しているかについて確認することができ、お客様は、かかる確認に必要な全ての協力及び支援を行うことに同意します。UiPath は、かかる確認を行う場合、10 日前までにお客様に通知するものとします。また、UiPath は、かかる確認を、お客様の通常の業務時間内に、お客様の業務を不合理に妨げることのない方法によって実施し、確認によって収集された情報は、本条に基づく確認を目的としてのみ利用するものとします。

14. 一般条項

14.1 優先順位 お客様が、UiPath パートナーへの注文書に基づき、UiPath パートナーに対して UiPath RPA Platform を注文した場合、お客様による UiPath RPA Platform の使用に対しては本契約の条項が適用され、本契約の条項と、UiPath パートナーとお客様との間で締結された契約の条項との間で齟齬がある場合は、本契約の条項が優先し、これに関して、UiPath パートナーは、本契約に別段の定めがある場合を除き、単独で責任を負います。

14.2 譲渡 いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意を得ずに、第三者に対し、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡することはできません。上記にかかわらず、UiPath は、自らの関係会社に対し、かかる同意の取得又は通知を行わずに（譲渡の前後を問いません。）、本契約及び本契約に基づく権利又は義務を譲渡することができます。

14.3 支配権の変更 一方当事者又はその関係会社が、他方当事者の直接の競合企業に買収され、かかる競合企業に実質的に全ての自らの資産を売却し、かかる競合企業と合併し、若しくはかかる競合企業に有利な形で支配権の変更を受けた場合、又は自らの主たる活動目的を他方当事者と競合する事業に変更した場合、当該一方当事者は、他方当事者に対し、かかる事由に先立つ 30 日以内に通知を行わなければならない、その結果として、他方当事者は、支配権等の変更の通知日から最大 30 日以内に書面による通知を行うことにより、本契約を終了することができます。

14.4 プライバシー 本契約の履行中において、各当事者又はその関係会社は、他方当事者の代表者又は従業員の氏名、電話番号、電子メールアドレス、役職等の個人データを取得、保存及び使用することがあります。かかる個人データは、他方当事者から、又は他方当事者の代表者又は従業員から直接取得されることがあり、かかる取得は、両当事者が本契約を締結し、履行するために必要です。各当事者は、自らの代表者及び従業員に対して、本契約に規定される個人データの処理につき説明する責任を負っています。各当事者は、本契約の目的のために、適用されるデータ保護に関する法律上の要件を遵守する責任を負っています。本契約の履行中、いずれかの時点において、一方当事者が他方当事者を代理してデータ処理者として行為することについて EU 一般データ保護規則 2016/679 又は同等の規制が適用される場合、両当事者は、同規制に基づき、データ処理契約を締結するものとします。個人データを保有する当事者は、自らが、データ主体から、その個人データの処理及び他方当事者への移転について、法律上義務付けられた全てのインフォームドコンセント（事前に説明を受け理解した上での同意）を取得するよ

う確保するものとします。全ての同意は、記録され、かつ、監査可能なものでなければなりません。個人データを受け取る当事者は、いつでも、同意の証拠の提供を求めることができます。

14.5 技術データ使用への同意 お客様は、UiPath 及びその関係会社が、UiPath RPA Platform に関連して集積された技術情報（もしあれば）を収集し、かつ、使用することができることに同意します。UiPath は、この情報を専らソフトウェアの改善又はお客様に対してカスタマイズされたサービス若しくは技術を提供するために使用することができ、お客様を個人的に特定しうる形でこの情報を開示することはありません。

14.6 第三者プロバイダ お客様が、UiPath RPA Platform の一定の機能を第三者のデータ、製品、サービス及びプラットフォームと併せて使用する場合、お客様は、当該第三者プロバイダが要求する条件及び条項を遵守することについて責任を負うものとし、かかる一切の使用は、お客様の自己の責任によるものとします。

14.7 パートナーシップの不存在 本契約のいかなる規定も、両当事者間の信認関係、代理関係、合併事業、パートナーシップ又は信託を構成するよう意図されたものではなく、また、いずれの当事者も、かかる関係に基づき他方当事者を拘束する権限を有しません。

14.8 通知 本契約に基づく通知は、用件を示す件名を記載した電子メールで、書面により以下のアドレス（又は一方当事者が書面により通知したアドレス）に宛てて行われなければならない。当該通知は、(i)当事者により受領又は拒否された時点と、(ii)通知担当者による送付の翌営業日のうちいずれか早い時点をもって効力を生じます。

UiPath 宛	お客様宛
contractnotice.japan@uipath.com	申込書記載の電子メールアドレス

14.9 公表 UiPath は、事前にお客様からの書面による承諾を得た場合、UiPath のウェブサイト並びにその他販売促進及びマーケティング資料において、お客様を顧客として公表し、お客様の名称及びロゴを記載することができるものとします。

14.10 第三者のライセンス UiPath RPA Platform には、オープンソースを含むその他のソフトウェアが含まれており、又はかかるその他のソフトウェアと併せて使用される場合があります。これらのソフトウェアは、各所有者に帰属し、UiPath のウェブサイト上で随時更新され、又はお客様に連絡される第三者ライセンス条項に記載する各ライセンスに基づき使用許諾されています。

14.11 追加支援 UiPath は、ライセンス期間中、一定の UiPath の著作物（インテグレーション、コード、パッチ、マテリアル、データ、ノウハウ、ワークフロー又はこれらに類似するものをいいます。）を使用するための限定的かつ非独占的なライセンスをお客様に付与することができます。かかる支援は、サポート・サービスには含まれず、UiPath の裁量によってのみ提供することができます。

14.12 完全合意 本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全なる合意を構成し、かかる主題に関する両当事者間の従前の書面又は口頭による合意に優先します。本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に対する一切の変更は、書面によってのみ行われるものとし、かつ、両当事者の署名をもって効力を生じます。但し、UiPath により公表され、UiPath RPA Platform と統合されたその他の一部の機能のうち追加的条項を有するものはこの限りでなく、かかる機能の利用については、当該追加的条項がお客様により承諾されなければなりません。本契約の条項と申込書の条項との間に齟齬がある場合には、申込書の条項が優先します。

14.13 分離可能性 本契約のいずれかの規定が、理由の如何を問わず、違法、無効若しくは執行不可能である又は違法、無効若しくは執行不可能となった場合であっても、本契約のその他全ての規定は有効に存続し、法的効力を生じるものとします。

14.14 他の条項の不存在 お客様自身により又はお客様に代わり UiPath（又は UiPath パートナー等のその他の企業）に提出された申込書その他関連する文書におけるいかなる条件又は条項も、別途書面により明示的に合意されない限り、本契約の一部を構成するものではなく、無効とされます。

14.15 権利放棄 本契約に基づく権利、権限又は救済手段を行使しなかったとしても、またその行使を遅滞したとしても、これらを放棄したものとはみなされず、また、権利又は救済手段を一回若しくは部分的に行使したとしても、その後の若しくはその他の行使を妨げず、又はその他の権利若しくは救済手段の行使を妨げないものとします。本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に定める権利及び救済手段は、累積的なものであり、いかなる権利又は救済手段（法律に規定されるもの）も排除しません。本契約の違反に対するいかなる権利放棄も、その後の違反に対する権利放棄としてみなされないものとします。

14.16 反社会的勢力の排除

(1) 両当事者は、他方当事者に対して、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(i) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(ii) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(iii) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(iv) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(v) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) 両当事者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(i) 暴力的な要求行為

(ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(iv) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他方当事者の信用を毀損し、または他方当事者の業務を妨害する行為

(v) その他前各号に準ずる行為

(3) 当事者は、他方当事者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、他方当事者との取引を継続することが不適切であると考えられる場合には、何らの催告を要せずして本契約を解除することができるものとします。

(4) 前項の規定の適用により、解除された当事者に損害が生じた場合にも、当該当事者は相手方当事者になんらの請求をしません。また、かかる解除をした当事者に損害が生じたときは、解除された当事者がその責任を負います。

以上